

三郷市立前間小学校いじめ防止基本方針〔平成30年6月改訂〕

はじめに

本校では、目指す学校像を『学校・家庭・地域が共につくる「きらりとひかる前間小学校」』とし、三郷の教育 三つの宝「授業規律」「日本一の読書のまち三郷」「親の学習」を推進して、特色ある教育活動を展開している。

全職員が「授業のこころえ」を基盤とし、教員一人一人が、分かる授業・学び合いの授業に心がけ、児童一人一人の学力の向上を図っている。本講の児童は落ち着いて学習に取り組むことができている。

読書活動では、図書館司書や学校応援団と連携し、学校図書館の活用や読書活動の充実を図っている。また、家庭との連携により、読書活動の生活化も図っている。そして一人一人の児童に読書の楽しさ、知る喜び、豊かな児童の育成に努めている。

「親の学習」の推進を通して、良好な人間関係づくりやいじめの防止等のための保護者の役割について啓発を行っている。

本校において、いじめの防止、早期発見、対応が、計画的に行われるよう、講ずるべき対策の内容を以下に記載する。

1 いじめの定義

*いじめ防止対策推進法（第2条）

「いじめ」とは、児童等に対し、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等との一定の人間関係等にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ・ 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、その行為により感じている心身の苦痛の状況など、いじめを受けた児童の立場に立つことが必要である。なお、本人がいじめを受けていることを否定する場合も多々あることなども踏まえ、本人の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認することも大切である。
- ・ 「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級やクラブ活動の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童の何らかの人間関係を指す。
- ・ 「物理的な影響」とは、身体的な影響の他、金品をたかられたり、物を隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

2 いじめの未然防止

(1) 人間力を高める道徳教育の充実

- ・ 規範意識を育み、何事にも正しく判断し行動する力を育む教育を推進する。
- ・ いじめの問題を自分のこととして捉え、道徳の授業をはじめ全教育活動を通して、考え、議論することにより、正面から向き合うことができるよう、実践的な取組を行う。そして「卑怯な振る舞いをしない」「いじめをしない」「いじめを見過ごさない」という心と態度を育てる。またその際、いじめは重大な人権侵害であり、決し

てゆるされないこと、刑事罰の対象になり得る等について、学ぶ機会を設定する。

- ・ 学校・家庭・地域が一体となった道德教育を推進し、学校公開日には、全担任が道德授業を公開する。

(2) 児童一人一人を生かす教育活動

- ① 以下の3つの観点を踏まえた教育活動を展開する。

〈自己決定の場を与える〉〈自己存在感を与える〉〈共感的な人間関係を育成する〉

- ② 一人一人が活躍できる学習活動を進める。

児童の自尊感情を高めるためには、小さな成功体験を積み重ねることが大切である。そこで、「できた、わかった」という体験が得られる授業を目指す。そのため、教材研究を深め、児童に基礎・基本を身に付けさせる。特に、校内研修や支援担当訪問では、教員一人一人が主体的に取り組み、授業力向上に努める。

- ③ 全教職員の共通理解と共通行動の徹底する。

- ・ 「三郷市・授業のこころえ」「前間小よい子のやくそく」の確認と徹底

4月の職員会議で、全教職員に共通理解を図る。また、4月の授業参観、懇談会において保護者に、丁寧に説明し徹底する。

「三郷市・授業のこころえ」

- ・ 授業に必要なものを準備をします。
- ・ ゴミのない環境にします。
- ・ あいさつをしっかりとします。
- ・ 発言するときは、まっすぐ手を挙げます。
- ・ 名前を呼ばれたら「ハイ。」と返事をし、起立をします。
- ・ 発言する人の話を目と耳と心で聞きます。
- ・ 頬杖、居眠り、横座り、立ち歩きはしません。
- ・ 終わりの挨拶をしっかりとします。

(3) 豊かな体験活動の充実

- ・ 学校行事や児童会活動、縦割り活動等を通して、友だちと理解し合い交流し合う喜びを実感させる。
- ・ 福祉体験、ボランティア体験等、学年に応じた活動を教育計画に位置付け、実施する。
- ・ 学校応援団と協力し、ゴーヤ緑のカーテン作りや野菜栽培活動等、学校緑化を進め、生命尊重の心を醸成する。

(4) 児童会主体の取組

- ・ 毎朝、保護者や地域の方々、学校応援団、教職員と一緒に「あいさつ運動」を実施し、明るい気持ちで学校生活がスタートできるようにする。
- ・ 代表委員会が、いじめ撲滅の歌を作成し全校で歌う。また、スローガンを作成し、全学級に掲示する。

(5) 意識の啓発

- ・ 11月の「三郷市いじめ撲滅強調月間」に合わせて、「いじめ撲滅宣言」（児童会を中心とした児童集会の開催）、人権教育週間（2週間）を設け、生命尊重の精神や人権感覚を育む。

(6) 東日本大震災被災児童への配慮

- ・ 心身への多大な影響や慣れない環境への不安感を教職員が十分理解し、適切なケアを行う。特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

(7) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ・ インターネット等を通じて行われるいじめを防止するとともに、効果的に対処できるようにするために、教職員（児童、保護者）を対象に情報モラル研修会（講習会）を実施する。
- ・ ネットマナーに関して、児童対象の講演会（吉川警察署生活安全課・埼玉県県民生活部青少年課・埼玉県警サイバー犯罪対策課等）や保護者対象の「親の学習」講座を開催する。

3 早期発見のための対策

(1) 日常的なコミュニケーションの充実

- ・ 教職員は、児童に積極的に言葉がけをして、児童とのコミュニケーションを図り、児童の小さな変化を見逃さないようにする。
- ・ 児童理解に努め、一人一人の個性に応じた指導の徹底を図る。
- ・ いじめアンケートを毎学期実施し、問題行動の早期発見に努め、早期の指導を重視する。

(2) 教育相談の実施体制

- ・ 児童及び保護者が相談を行うことができるよう、教職員と児童の信頼関係を築き、次の通り相談体制を整える。
 - ① いじめ相談窓口（教頭及び学年主任）
 - ② 第1教育相談室、第2教育相談室、第3教育相談室との連携
 - ③ さわやか相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用
 - ④ 授業参観日や保護者懇談会を通じた保護者との連携
 - ⑤ 教育相談日の設定（学期二回）

(3) 校内研修の実施

- ・ 児童理解に関する研修やいじめ防止等（いじめに該当するかの判断、チェックリストの作成）のための対策に関する研修を年間研修計画に位置づけ、教職員の意識啓発を図る。

4 いじめへの対処

(1) 「生徒指導（いじめ対策）委員会」の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、「生徒指導（いじめ対策）委員会」を設置する。

〈構成員〉校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主任、教育相談主任、養護教諭
 〈活動〉

- ・ 未然防止に関すること。（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり）
- ・ 早期発見に関すること。（相談・通報の窓口、情報収集）
- ・ 対応に関すること。（組織的に）
- ・ いじめが心身に及ぼす影響、その他いじめの問題に関する児童の理解を深める取組。

〈開催〉

学期1回を定例会とし、いじめ事案発生時は、緊急開催する。

(2) 適切な実態把握

- ・ 当事者双方、周りの児童から個々に聴き取り、情報を収集する。その際、確実な情報収集を得るよう複数の教員が立ち会うこととする。

(3) 組織へのいじめの報告・対応

- ・ いじめの発見、相談を受けたときには、速やかに学校いじめ対策委員会に報告し、学級担任だけで抱え込むことなく、的確な役割分担をして解決にあたる。
- ・ 各教職員は、学校の定めた方針に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく。
- ・ 組織的対応方針を決定し、被害児童は徹底して守り通すとともに、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

(4) 児童生徒への指導、支援

- ・ いじめられた児童の保護、心配や不安を取り除く支援をすみやかに行い、徹底的に守り通す。
- ・ いじめを行った児童に対しては、人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然として態度で指導する。その際相手の苦しみや痛みに関心を寄せる指導を十分に行うとともに、「いじめは決して許されない」という人権意識を持たせる。

(5) 保護者との連携

- ・ いじめられた児童及び保護者に対する支援を行い、具体的な対応策を当事者の気持ちを十分考え、真摯に説明する。また、いじめを行った児童の保護者と面談し、再発防止のための策を講じる。
- ・ インターネット等によるいじめに対しては、保護者の協力を求め、学校との連携について協議する。

(6) P T Aとの連携

P T Aの役員に情報提供する等して積極的に連携して、必要に応じて協力を依頼する。

(7) 緊急保護者会の開催

説明責任を果たすために、また、憶測等の誤った情報が保護者間で広がることにより、事態が混乱しないようにする必要がある。このことから、教育委員会との連携協力の下、必要に応じて緊急保護者会を開催し、個人情報に十分に配慮した上で、事案の状況や学校の対応等について説明する。

(8) 民生委員・児童委員等との連携

民生委員・児童委員等の地域人材と積極的に連携して、地域での児童の見守り・巡回を依頼する。

(9) 福祉や医療関係機関との連携

いじめの原因や背景の一つに、児童の家庭に児童虐待等があると疑われる場合には、児童相談所等の福祉機関に速やかに通報する。また、双方の子どもに精神疾患等が認められる場合には、臨床心理士等の専門的見地からの助言を考慮に、速やかに医療機関に相談する。

(10) 関係機関への報告

- ・ いじめが認知された場合は、教育委員会へ報告するとともに、犯罪行為として認められるときには吉川警察署・児童相談所と連携し、対処する。

(11) いじめの解消

- ・ いじめが解消している状態とは、「3ヶ月いじめに係る行為がやんでいる」「被害児童が心身の苦痛を感じていない」ことである。しかし、いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員はいじめを受けた児童等及びいじめを行った児童等については、日常的に注意深く観察する。

5 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、児童または保護者から申し立てがあった場合は次の対処を行う。尚、些細な調査を行わなければ、事案の全容は分からないということを第一に認識し、軽々に「いじめはなかった」「学校に責任はない」という判断はしない。

(1) 重大事態の報告

① 教育委員会への報告

学校は直ちに教育委員会に一報を入れ、速やかに文書で報告する。

② 警察への通報・相談

学校は、いじめを受けた児童に対する暴力や金銭強要等の犯罪行為が行われていると疑われる場合、その児童を保護するとともに、周囲の子どもに被害が拡大しないようにするために、速やかに吉川警察署に通報及び相談するものとする。また、児童の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがある時は、直ちに吉川警察に通報し、適切に援助を求める。

(2) 調査の実施

① 教育委員会と協議の上、当該事案に対する組織「緊急いじめ対応委員会」を設置する。

〈構成員〉校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主任、教育相談主任、養護教諭

② 「緊急いじめ対応委員会」を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施し、以下の点について事実確認を行う。その際、多角的・広範囲から情報を収集し、因果関係の特定を急がず、客観的に事実関係を調査する。また、以下の事柄について被害者・第3者からの情報を得ることが大切である。さらに、情報を提供したことにより新たな被害が及ばないように、配慮する。

- ・いつ（いつ頃からか）
- ・誰からおこなわれたか
- ・どのような様態であったか
- ・いじめを生んだ背景事情
- ・児童の人間関係にどのような問題があったか
- ・教職員がどのように対応したか

③ 「緊急いじめ対応委員会」の調査結果については、いじめを受けた児童及び保護者に対し、事実関係及び必要な情報を適切に提供する。同時に、いじめを行った児童の保護者にも事実関係及び必要な情報を適切に提供し、今後の対応について、協議する。

④ 「緊急いじめ対応委員会」は、調査結果及び再発防止策について、三郷市教育委員会に報告する。

6 その他

- ・ 「学校いじめ防止基本方針」についてはホームページに掲載し、保護者や地域住民が内容を容易に確認できるようにするとともに、入学時や各学年のはじめに児童、保護者、関係機関等に説明する。
- ・ 「いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施状況を学校評価項目に位置づけ、その結果を踏まえ、改善を図る。